

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

1 概況

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設には、大別して、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、母子福祉施設等の施設があり、対象者の福祉に欠ける状態の程度、性質に応じ、機能的に分化している。各種の社会福祉施設に特有な問題については、それぞれ関連のところでも述べられているので、ここでは、全般的な概況と、全体としてながめた施設の整備と運営の問題を取り上げることとする。

社会福祉施設は、第4-4-1表のとおり、51年10月1日現在、全国に約3万5,000か所あり、その入所(利用)定員は、約213万人、現に入所(利用)している者は、約203万人、職員数は、約40万人となっている。

第4-4-1表 社会福祉施設、定員、現在員及び従事者数

第4-4-1表 社会福祉施設、定員、現在員及び従事者数

(単位：か所、人)

	施設数			定員		現在員				従事者数		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営
総数	35,073	23,005	12,068	2,129,112	1,270,979	858,133	2,027,423	1,175,098	852,325	395,598	218,821	176,777
保護施設	344	145	199	22,042	9,329	12,713	20,062	7,341	12,721	4,417	1,544	2,873
老人福祉施設	2,350	1,205	1,145	128,595	54,418	74,177	127,201	51,165	76,036	42,788	16,368	26,420
身体障害者更生援護施設	409	146	263	18,623	6,261	12,362	15,599	4,076	11,523	8,694	2,848	5,846
婦人保護施設	60	31	29	2,216	785	1,431	1,043	234	809	507	228	279
児童福祉施設	27,876	18,753	9,123	1,903,688	1,185,446	718,242	1,819,777	1,100,942	718,835	313,376	186,307	127,069
うち保育所	19,054	12,017	7,037	1,802,336	1,151,741	650,595	1,737,202	1,077,115	660,087	225,549	140,834	84,715
精神薄弱者援護施設	459	80	379	32,303	6,190	26,113	30,556	5,502	25,054	13,774	2,898	10,876
母子福祉施設	65	13	52	1,550	252	1,298	—	—	—	451	85	366
その他の社会福祉施設	3,510	2,632	878	20,095	8,298	11,797	13,185	5,838	7,347	11,591	8,543	3,048

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設の定員、現在員、従事者数は除いている。
- 2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員、従事者数は除いている。
- 3. その他の社会福祉施設からは、盲人ホーム、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。
- 4. 定員、現在員、従事者数の総数からも、上記1.～3.の施設は除いている。

社会福祉施設の経営の基盤は、公的資金に負うところが大きいので、その経営にあたっては、財政状態及び経営成績を明確にして財務の公正を期し、国民の負託にこたえることが要請されている。そのため、社会福祉各法による措置費支弁対象施設等を経営する社会福祉法人の会計処理の標準として経理規程準則を定め、52年4月1日より、当該法人については、本準則に則って会計事務を実施することとした。

社会福祉施設の整備については、一応基礎的整備は完了しており、今後は質的充実を図るとともに、都道府県段階において地域の実情に即した、きめ細かな整備計画を策定し、均衡のとれた計画的な整備を図る必要がある。

社会福祉施設の運営については、入所(利用)者の処遇と運営に当たる職員の確保と資質の向上が重要である。このため、毎年、職員の給与その他の勤務条件の改善等の施策の充実を図っている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

2 社会福祉施設の整備

(1) 整備状況

51年度は、特に需要の伸びの大きい施設を中心として施設の整備に努めた。社会福祉施設の年次推移は、第4-4-2表のとおりである。施設数は全体としてかなりの増加傾向にあり、なかでも緊急に収容する必要がある寝たきり老人及び重度の心身障害児のための施設の伸びが大きい。これを更に詳しくみると、特別養護老人ホームが46年の197施設(定員1万4,751人)から5年後の51年度には627施設(定員4万8,845人)へ、重症心身障害児施設が同期間に26施設(定員3,309人)から43施設(定員4,617人)へとそれぞれ増加している。

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

	46年	47年	48年	49年	50年	51年
総 数	25,227 (100.0)	26,740 (106.0)	29,065 (115.2)	31,114 (123.3)	33,096 (131.2)	35,073 (139.0)
保 護 施 設	378 (100.0)	383 (101.3)	357 (94.4)	352 (93.1)	349 (92.3)	344 (91.0)
老人福祉施設	1,329 (100.0)	1,507 (113.4)	1,676 (126.1)	1,905 (143.3)	2,155 (162.2)	2,350 (176.8)
身体障害者更生援護施設	274 (100.0)	305 (111.3)	303 (110.6)	359 (131.0)	384 (140.1)	409 (149.3)
婦人保護施設	61 (100.0)	63 (103.3)	61 (100.0)	60 (98.4)	60 (98.4)	60 (98.4)
児童福祉施設	21,588 (100.0)	22,790 (105.6)	23,979 (111.1)	25,361 (117.5)	26,546 (123.0)	27,876 (129.1)
うち保育所	14,806 (100.0)	15,555 (105.1)	16,411 (110.8)	17,341 (117.1)	18,238 (123.2)	19,054 (128.7)
精神薄弱者援護施設	242 (100.0)	283 (116.9)	323 (133.5)	375 (155.0)	430 (177.7)	459 (189.7)
母子福祉施設	50 (100.0)	54 (108.0)	55 (110.0)	61 (122.0)	60 (120.0)	65 (130.0)
その他の社会福祉施設	1,305 (100.0)	1,355 (103.8)	2,281 (174.8)	2,641 (202.4)	3,112 (238.5)	3,510 (269.0)

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 46年は年末現在, 47~51年は10月1日現在である。
 2. ()内の数は, 46年度末を100とした場合の指数である。
 3. 48~51年のその他の社会福祉施設には老人憩いの家を含む。
 4. 50, 51年のその他の社会福祉施設には老人休養ホームを含む。

反面,保護施設及び婦人保護施設は,漸減傾向を示している。これは国民生活の向上,安定により施設において保護を要する者が減少していること等の理由によるものと考えられる。しかし,保護施設の中では,総合施設的な機能を発揮している救護施設の数が増加してきていることは注目に値する。

一方,老人福祉センター等の利用施設の伸びも大きく,最近の5年間で,老人福祉センターが233か所から655か所へ児童館が1,552か所から2,233か所へとそれぞれ増加している。

(2) 整備財源

社会福祉施設の整備のために投資された額は,51年度において約1,340億円に達しており,その内訳は 第4-4-3表のとおりである。

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳(51年度)

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳(51年度)

(単位:件,100万円)

	件 数			金 額		
	総 計	公 立	民間立	総 計	公 立	民間立
総 計	—	—	—	134,434	69,673	64,761
補助金(国、地方公共団体)	1,408	988	420	53,882	35,439	18,443
融 資	1,910	1,090	820	56,434	34,234	22,200
特別地方債	1,090	1,090	—	34,234	34,234	—
社会福祉事業振興会	820	—	820	22,200	—	22,200
そ の 他	—	—	—	24,118	—	24,118
日本自転車振興会	247	—	247	11,768	—	11,768
日本小型自動車振興会						
日本船舶振興会	174	—	174	8,050	—	8,050
お年玉年賀葉書寄付金	65	—	65	212	—	212
共 同 募 金	—	—	—	1,860	—	1,860
その他(清水基金等)	—	—	—	2,228	—	2,228

厚生省社会局調べ

国庫補助制度は、地方公共団体や社会福祉法人が施設を整備する場合に原則として整備費の2分の1に相当する金額を補助するものである。

都道府県は、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助している。

特別地方債は、地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に、年金積立金の還元融資の一還として融資されるものである。

社会福祉事業振興会融資制度は、民間社会福祉施設の整備のために低利融資を行うことを目的とするものであり、貸付条件は、年利4.6%、無利子期間2年以内、償還期間最長20年である。貸付原資は、政府出資金と資金運用部借入金で賄われている。競輪、オートレース等の公営競技の益金の一部も民間社会福祉施設の整備のために毎年相当額が投入されている。また、お年玉年賀葉書寄付金及び赤い羽根による共同募金の寄付金の相当部分が民間社会福祉施設の整備費に配分されている。

(3) 施設の近代化

戦前又は戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化しているものについては、入所者の処遇上、また、施設の防災上放置できない状態にある。国では、38年度から、老朽化した民間社会福祉施設の整備を計画的に実施しており、老朽民間施設に対し補助金を優先的に交付するとともに、設置者負担分の無利子融資の措置を講じ、鉄筋コンクリート又はブロック造りへの建替えの促進を図っている。

また、消防用設備等についても、社会福祉施設の防火管理設備等のいっせい点検を行い、その整備促進を図っている。

更に施設の量的整備のみでなく、施設の質的な面での改善を図る見地から、51年度において保育所の国庫補助面積を実情に沿うよう改善したのに引き続き、52年度には精神薄弱者更生施設等11種類の施設についても、国庫補助面積の大幅改善を行った。

厚生白書(昭和52年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

3 社会福祉施設の職員

(1) 職員の現状

社会福祉施設で働く職員の職種は、施設長、生活指導員、児童指導員、職業指導員、保母、寮母、医師、看護婦、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、栄養士、調理員、事務員等と多種にわたっている。職員数の年次別推移は、第4-4-4表のとおりであり、46年から51年までの5か年間に約168.8%の伸びを示している。このことは、施設数が増加しているほか、国が入所者処遇の充実及び職員の勤務条件の緩和を図る見地から、毎年職員定数の改善を行っていることによるものである。

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

	46年	47	48	49	50	51
総数	187,796	209,497	236,276	264,492	293,193	316,940
保護施設	2,872	3,006	3,249	3,583	3,811	4,042
老人福祉施設	16,991	20,403	24,197	28,949	33,716	38,751
身体障害者更生援護施設	3,918	4,453	4,964	5,672	6,543	7,573
婦人保護施設	280	302	288	285	305	323
児童福祉施設	155,800	171,534	190,669	210,730	230,463	246,757
うち保育所	118,773	131,752	147,731	164,717	182,172	196,613
精神薄弱者援護施設	4,462	5,957	7,597	9,348	10,871	12,073
母子福祉施設	236	238	272	290	289	287
その他の社会福祉施設	3,237	3,604	5,040	5,635	7,195	7,134

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 46年は年末現在、47年以降は10月1日現在である。
 2. 保護施設からは医療保護施設を除いている。
 3. 児童福祉施設からは助産施設を除いている。
 4. その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。
 5. 総数からも前記2~4の施設を除いている。

(2) 職員の養成及び確保

生活指導員,保母,医療関係職員等の養成は,公・私立大学社会福祉関係学部,学科,養成所等において行われている。国では日本社会事業大学(東京)に社会福祉関係職員の養成を,また,全国社会福祉協議会に社会福祉事業従事職員研修(資格認定の講習会及び通信教育を含む。)の実施を委託し,職員の養成訓練に努めている。

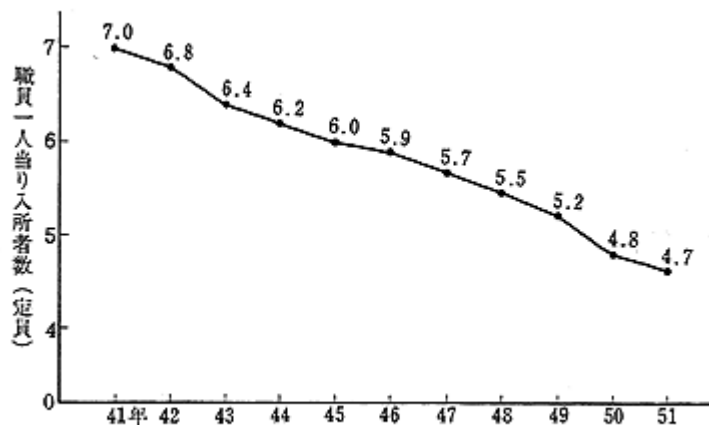
(3) 職員の待遇改善

社会福祉施設職員の給与については,毎年,国家公務員に準じた引上げがなされているほか,職員の待遇について毎年必要な改善が図られている。52年度においては,1)收容施設の中堅職員である指導員について,給与の等級調整を行うとともに,主任指導員として位置づけ内部昇格制の確立を図ったこと,2)職員が安んじて年次有給休暇がとれるよう代替要員制度の拡充を行ったこと,3)收容施設における施設長の責任に見合って管理職手当の改善を図ったこと等の改善を行った。

このほか,民間社会福祉施設における職員の給与改善については,47年度より必要な財源措置を講じている(第4-4-1図)。

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの入所者数(定員)の年次推移

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの入所者数(定員)の年次推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

民間社会福祉施設職員の処遇のため,社会福祉事業振興会が運営する退職共済制度があり,この概況については,第4-4-5表のとおりであるが,52年度においても,退職手当計算基礎額の引上げが行われ,その充実が図られている。

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概要

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概要

	46年	47	48	49	50	51
退職手当支給人員(人)	10,280	9,536	12,009	12,229	14,821	13,628
退職手当支給総額(千円)	561,319	640,541	1,202,128	1,629,012	2,603,215	2,968,755
加入者数(人)	69,133	77,245	87,363	98,021	112,005	125,153

厚生省社会局調べ

(注) 加入者数は年度初

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の入所者は、おおむね生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の社会福祉関係諸法律の規定に基づく措置によるものである。これらの入所者の処遇に要する費用、すなわち、社会福祉施設の運営費はいわゆる措置費として、上記各法律に基づいて公費負担が行われ、その負担割合は原則として国が10分の8、都道府県又は市が10分の2となっている。

社会福祉施設の運営費は、施設入所者の生活費を賄う事業費と施設職員の給与等人件費及び管理費を含む事務費からなっている。51年度の運営費の改善は年度当初の改善に加え、52年2月に施設職員の給与の改善に伴う事務費単価の引上げを行ったほか、事業費については米価の改定に伴って生活費の増額改定を行った。

運営費の年次推移は、第4-4-6表のとおりである。

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

(単位：100万円)

	47年度	48	49	50	51	52
総 額	146,198	186,253	247,742	357,662	438,904	517,835
保 護 施 設	2,761	3,469	4,693	6,789	8,030	9,654
老 人 福 祉 施 設	28,040	39,304	53,495	77,075	95,607	115,992
身体障害者更生援護施設	4,039	5,362	7,908	12,059	15,416	18,029
婦 人 保 護 施 設	531	600	738	985	1,154	1,331
児 童 福 祉 施 設	103,475	126,936	165,983	238,605	290,860	337,701
うち 保 育 所	65,928	81,331	106,761	159,613	200,953	238,820
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	7,353	10,582	14,924	22,149	27,838	35,128

厚生省社会局及び児童家庭局調べ

上記金額はいずれも国庫補助ベースである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法及び母子福祉法のいわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をはじめ、広く社会福祉全般に関する事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務づけられ、町村は任意設置とされている。51年6月1日現在、その総数は1,141か所で、このうち、郡部を管轄する都道府県が設置するものが341か所、市及び特別区が設置するものが796か所、町村が設置するものが4か所となっている。福祉事務所は、おおむね人口10万人単位で定められた福祉地区ごとに設置することとされているが、その現状は第4-4-7表のとおりである。

第4-4-7表 管内人口階級別福祉事務所数

第4-4-7表 管内人口階級別福祉事務所数 (51年6月1日現在)

	総数	3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上8万人未満	8万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上
総数	1,141	81	277	300	113	241	85	44
郡部	341	33	53	124	42	79	9	1
市部	800	48	224	176	71	162	76	43

厚生省社会局調べ

福祉事務所の職員は、所長、査察指導員、現業員、事務職員のほか、福祉各法による身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事等により構成されており、51年6月1日現在の職員総数は4万9,697人である。このうち社会福祉六法に関する援護等の措置を要するものに対し、面接、調査などの事務を行う現業員は、専門的な知識と技術を要求され、その仕事が特に重要であることから社会福祉主事であればならないとされ、その定数基準についても定められている。51年6月1日現在1万2,300人のうち有資格者は76.9%であり、資格認定講習会等による無資格者の解消が図られている。

従来から、現業員の業務は生活保護事務偏重の傾向があったが、近年いわゆる福祉五法(福祉六法から生活保護法を除いた五法)に関する関心や要求が高まっていることもあり、福祉五法業務の実施体制の強化が要請されている。そのため、51年度には、地方交付税により、人口10万人について8人(全国で約8,800人)の五法担当現業員を配置する措置がとられることになったが、51年6月1日現在、2,714人が配置されているにすぎない。今後も地方交付税に見込まれた基準に達するよう地方公共団体の一層の努力が必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

2 福祉センター

福祉センターは、市町村の地域において、地域住民に対し社会福祉その他住民の生活の維持向上のための場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とする施設である。41年度から年金積立金還元融資の対象に加えられ、51年度末において406か所が設置され、それに対して176億570万円の融資が行われている。福祉センターは、レクリエーション室、子供の遊び場、老人の憩いの場、図書室等の設備を設け、地域住民に気軽に利用させるほか、民生委員等による各種の相談、教養、文化、レクリエーション及び各種クラブの活動、ボランティア活動の場の提供等の事業を行い、地域における生活と福祉の諸活動の拠点として欠くことのできない施設となりつつある。特に、我が国の社会経済の著しい発展に伴い、国民福祉の向上についての積極的な施策が強く要請されているところでもあり、今後は、福祉センターが地域における一般住民はもとより、児童、老人、心身障害児(者)等の福祉ニーズに応じられる多元的機能を有する施設、すなわち、地域社会における住民の福祉の増進の中心的役割を果たす施設として運営されることが期待される。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

1 概説

民間社会福祉活動は、社会福祉事業において伝統的に重要な役割を果たしてきた。その活動の意義としては、単に社会福祉の公的責任分野を補完するに留まらず、進んで、公的施策では手の届かない社会福祉活動に先鞭をつけるという先駆的役割、更には、民間活動としての創意工夫により個性のある処遇やサービスを提供する等の積極的な役割を認めることができる。社会福祉ニーズが多様な、かつ、非経済的な生活障害、不安等といった側面で大きく浮かび上っている現状においては、民間社会福祉活動の担うべき役割は益々大きくなっていると言えよう。特に、豊かな福祉マインドの高揚を図る上で、社会連帯の理念を日常生活の場において具現して行こうとするボランティア活動、共同募金等は重要な機能を有するに至っている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

2 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉増進のための相談、指導、調整等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力を行う民間奉仕者であり、豊かな人生経験と熱意をもった人々の中から、3年の任期で厚生大臣により委嘱されている。現在その数は約16万人である。

その具体的な活動は、第4-4-8表にみられるように広範囲に及んでいるが、人口の過疎、過密現象、核家族化、高齢人口の増加等の社会経済情勢の変動に伴い、今後は、社会福祉協議会との密接な連携のもとに、民間福祉活動の中核として地域住民の福祉増進に一層活躍することが期待されている。

第4-4-8表 民生委員(児童委員)の活動状況

第4-4-8表 民生委員(児童委員)の活動状況(51年度)

活 動 日 数		9,640,945
訪 問 回 数		12,295,723
調 査 ・ 給 付 証 明 件 数	総 数	9,270,050
	調 査 件 数	2,531,159
	証 明 事 務	1,274,728
	施設団体、公的機関との連絡	2,288,102
	諸 会 合 行 事 へ の 参 加	3,176,061
相 談 指 導 件 数	総 数	11,287,371
	家 族 の 問 題	807,653
	住 居 の 問 題	509,464
	健 康 の 問 題	2,263,344
	仕 事 の 問 題	587,561
	事 故 ・ 災 害	188,241
	生 活 費 の 問 題	1,235,351
	年 金 ・ 保 険 の 問 題	750,353
	生 活 環 境 の 問 題	660,590
	そ の 他	4,284,814

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

3 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、一定の地域社会において、公私の社会福祉事業関係者やこれに関心と熱意を持つ者の参加や協力の下に、その地域社会の社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化・効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間組織であって、全国の市町村、都道府県及び中央の各段階で組織されている。

主な活動としては、社会福祉事業に関する連絡、調整、助成、心配ごと相談事業、世帯更生資金等の小口の貸付、共同募金事業への協力があるが、最近では、福祉センター等の施設の受託経営や家庭奉仕員派遣事業の受託経営を行うものが増えている。又、ボランティアの協力のもとに、ひとり暮らし老人に対する友愛訪問活動や給食サービス、子供の遊び場を作る運動など地域の実情に応じた様々の活動を推進するものが増えており、今後もこれらの地域福祉活動を強化して、コミュニティ作りの中心的役割を果たすことが期待されている。国においても、こうした社会福祉協議会の活動をより一層強化するため、38年度から専任職員の補助金を交付しており、52年度現在、その数は全国社会福祉協議会14人、都道府県社会福祉協議会304人、市町村社会福祉協議会1,492人である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

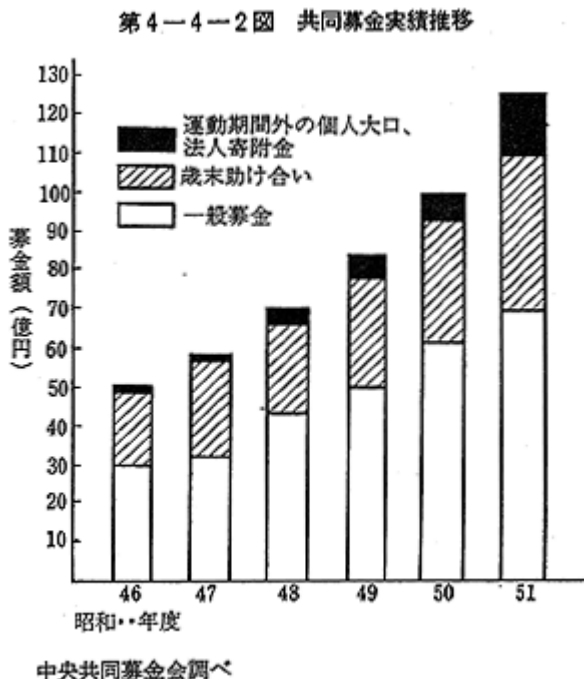
4 共同募金

共同募金は、国民一人一人の自発的な助け合いの精神を基礎として民間社会福祉事業の財源を得るために行われる国民運動である。

共同募金運動は、各都道府県に組織された共同募金会が、ボランティアの協力を得て実施する。募金活動は、毎年10月から12月末の間に行われ、特に12月は歳末助け合いとしての運動が行われている。

募金額は年々増加しており(第4-4-2図)、51年度の募金総額は約109億9,774万円で期間外寄附金15億1,951万円を加えると125億1,725万円となっている。また、一般募金の募金方法の内訳は戸別募金が68.3%、法人募金が18.7%、街頭募金が4.2%、学校・職域募金が3.8%、その他5.0%であった。

第4-4-2図 共同募金実績推移



募集された寄付金は、都道府県ごとに社会福祉協議会の意見を聞いて、必要性の高い社会福祉施設、団体等に配分される。特に寝たきり老人や在宅障害者・児の援護、子供の遊び場づくり、保育所や養護老人ホーム等の施設に対しては、どの都道府県でも配分を重点的に行っている(第4-4-9表)。

第4-4-9表 一般募金の配分内訳

第4-4-9表 一般基金の配分内訳

(単位:100万円,%)

配分総額	施設配分	地域配分	団体配分	その他
5,572	1,894	3,099	458	121
100.0	34.0	55.6	8.2	2.2

中央共同基金会調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

5 奉仕活動センター

福祉社会実現のために、国や地方公共団体が大きな役割を果たすべきことは当然であるが、様々な地域住民のニードをは握し、その解決を図っていく上において、地域住民自身の協力や参加が果たす役割も極めて重要である。

このような状況の中で最近、地域住民のボランティア活動への参加が活発となってきているが、国ではこのような活動を一層促進するため、48年度から奉仕活動センターに対し補助を行ってきた。50年度からは、従来の都道府県、指定都市の社会福祉協議会に加えて、市区町村の社会福祉協議会にも奉仕活動センターの設置の補助を開始したほか、52年度から全国社会福祉協議会に全国ボランティア活動振興センターを設置し、これに対しても補助を行うこととして、これらの場における社会福祉活動に対する広報、講習会、機械等の貸付等を通じて、ボランティア活動の推進を図ることとしている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯及び身体障害者世帯に対して、生業費、住宅改修費、医療費等を低利(年3%)で貸し付けるとともに、必要な援護指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とするものである。

この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、貸付けと併せて、民生委員が、借受世帯に対して、その独立自活に必要な生活面での個別的な指導を行うという点が特色となっている。

貸付業務の実施主体は、都道府県社会福祉協議会であり、貸付けに要する資金は全額を都道府県が補助し、国は都道府県が補助した費用の3分の2を都道府県に対して補助することになっている。貸付けに要する原資は年々累積し、51年度末においては、その累計額(貸付け原資枠)は、346億8,962万円となっている。

貸付資金の種類は第4-4-10表のとおりであり、制度の内容についても、社会経済情勢に即して充実を図る趣旨から、毎年度その貸付限度額の改善が行われている。52年度においても、諸物価の上昇及び申込の実例等を勘案して、貸付限度額について、更生資金及び身体障害者更生資金の支度費4万5,000円を5万円に引き上げたほか、生活資金月額2万1,000円を2万4,000円に、特に必要と認められる場合月額4万2,000円を4万8,000円に、災害援護資金の30万円を35万円にそれぞれ引き上げた。更に、修学資金の修学費及び就学支度費についてもその引き上げを行った。また、住宅資金の特別貸付として災害により特に必要となる場合の資金85万円を新設した。償還期限について、更生資金の生業費を6年から7年、身体障害者更生資金の生業費を8年から9年にそれぞれ延長した。

第4-4-10表 世帯更生資金貸付条件一覧表(52年度)

第4-4-10表 世帯更生資金貸付条件一覧表(52年度)

資金種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考	
更生資金	生業費	円以内 500,000	1年	7年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 1,000,000円以内
	支度費	50,000	6月	6年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 50,000円以内 貸付期間 3年以内
	技能習得費	月 6,000			
身体障害者 更生資金	生業費	500,000	1年	9年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 1,000,000円以内
	支度費	50,000	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 50,000円以内 貸付期間 3年以内
	技能習得費	月 6,000	1年		
生活資金	月24,000	6月	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる 場合月48,000円以内 貸付期間 技能習得費又は療養資金 借受中
福祉資金	100,000	6月	6月	3年	
住宅資金	700,000	6月	6月	6年	貸付限度 災害により特に必要な 場合 850,000円以内
修学資金	修学費	高校月 7,000円 高専月 8,000円 短大月13,000円 大学月14,000円	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 高校 月 9,000円以内 高専 月11,000 " 短大 月15,000 " 大学 月17,000 "
	就学支度費	50,000			自宅通学 [高校 25,000円以内 大学 33,000 " 自宅外通学 [高校 33,000 " 大学 50,000 "
療養資金	100,000	6月	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 150,000円以内
災害援護資金	350,000	1年	1年	6年	

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利率は年3パーセント。ただし据置期間中及び修学資金は無利子。

貸付けの状況は第4-4-11表のとおりであり、51年度までの累計は、872億6,269万円、延べ貸付件数は、62万2,668件に達している。

第4-4-11表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-4-11表 世帯更生資金貸付決定状況

(単位: 件, 千円)

	51年度(見込み)		果 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	26,429	11,021,469	622,668	87,262,684
更 生 資 金	5,604	2,914,533	218,983	29,832,333
身体障害者更生資金	4,269	2,425,967	61,844	15,605,193
生 活 資 金	223	44,629	11,174	443,201
福 祉 資 金	291	19,980	3,646	226,819
住 宅 資 金	8,072	4,399,421	121,276	26,797,983
修 学 資 金	5,595	762,639	61,629	3,846,745
療 養 資 金	1,437	185,435	102,132	5,780,666
災 害 援 護 資 金	938	268,865	41,984	4,729,744

また、償還の状況は第4-4-12表のとおりであり、償還済額の比率は51年度末においては92.9%となっている。

この制度の今後の問題としては、社会経済情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に応じた貸付条件にすることが挙げられる。

第4-4-12表 世帯更生資金年度別償還状況

第4-4-12表 世帯更生資金年度別償還状況

(単位: 千円, %)

	償還計画額		償還済額		償還率
	年度別	果 計	年度別	果 計	
43年度末	2,743,393	14,459,269	2,511,264	12,418,042	84.9
44	3,242,973	17,702,242	2,986,460	15,404,502	87.0
45	3,726,347	21,428,589	3,466,696	18,871,198	88.1
46	4,214,394	25,642,983	4,010,887	22,882,085	89.2
47	4,774,731	30,417,714	4,494,404	27,376,489	90.0
48	5,376,371	35,794,085	5,087,695	32,464,184	90.7
49	6,000,573	41,794,657	5,676,472	38,140,656	91.3
50	6,589,698	48,384,355	6,327,365	44,468,020	91.9
51	7,303,790	55,688,145	7,266,265	51,734,287	92.9

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

2 授産施設

授産施設は、労働能力の比較的低い者に対し、就労の機会を与え、又は技能を習得させて、その保護と自立更生を図る施設である。

授産施設には、生活保護法による授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法による授産施設(社会事業授産施設)とがあり、また、稼働能力がありながら授産施設に通うことが困難な事情にある人々のために、家庭においても簡単な作業ができる家庭授産施設を、前述の授産施設に併設できることとなっている。授産の作業種目は、縫製、印刷、クリーニング、電気部品組立等多岐にわたっている。

授産施設の現況は、第4-4-13表のとおりで、51年10月1日現在においては、施設授産243か所、うち家庭授産を併設しているもの84か所、利用者数は施設授産8,453人、家庭授産4,664人、合計1万3,117人となっている。

第4-4-13表 授産施設の現状

第4-4-13表 授産施設の現状(昭和51年10月1日現在)

(単位:か所,人)

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総数	243	8,453	84	4,664
保護授産施設	80	3,197	18	927
社会事業授産施設	163	5,256	66	3,737

厚生省社会局調べ

授産事業は、近年、施設数、利用者数ともに停滞ぎみであるが、主な原因としては、経済不況による受注量の減少が考えられる。

授産事業の今後の課題としては、一般労働市場の就業になじみにくい者又は就労する意欲はありながら民間事業所等に通うことのできない者に対して、それぞれの能力に応じた就労の場なり、作業内容等を積極的に取り入れていくこと及び受注量を増大させることの必要性が考えられる。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

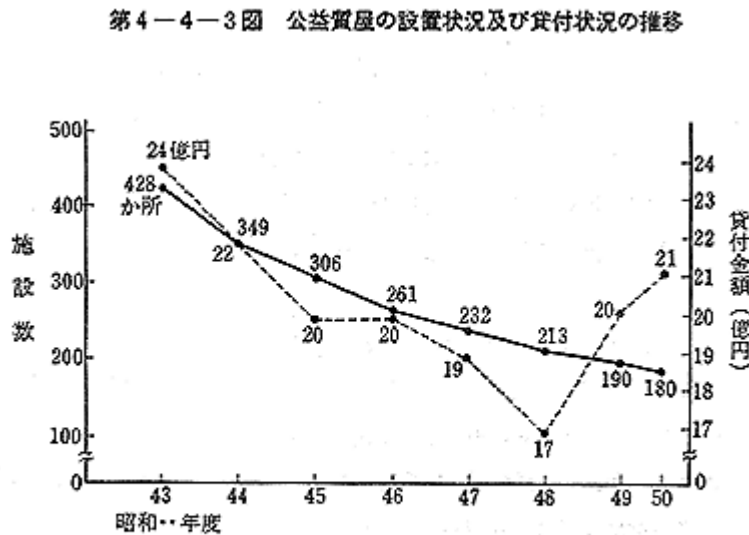
3 公益質屋

公益質屋は,市町村(特別区を含む。)又は社会福祉法人が設置経営している低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は,民営質屋と比較すると,利率,流質期限,その他の点で質置主体本位の制度となっている。

公益質屋の設置状況及び貸付状況は第4-4-3図のとおりで,施設数は年々減少の傾向にあるが,貸付金額は49年度から増加している。施設数の減少原因は,国民所得水準の向上,社会保障諸施策の充実,小口資金貸付制度の発達,信用販売制度の普及等が考えられる。また,貸付金額の増加は,急激な経済情勢の変動が影響したものと考えられる。

第4-4-3図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移



厚生省社会局調べ

50年度の貸付け数は,約19万件(うち給与生活者51.1%,その他の被用者10.7%,商工業者15.8%,農林漁業者0.9%,その他21.5%),貸付総額は約21億8,000万円であり,現在においても相当数の利用者があることは,なお公益質屋の存在意義があることを示すものであり,住民に対する制度内容の周知徹底を図ること,社会情勢等に応じた制度の運用及び地域の実情に即した利用者のための適切な配慮が必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同体である。

組合が行う事業には、(1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、(2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、(3)火災、生命、交通災害等の事故に対する共済事業、(4)教育、文化事業等がある。

組合数は、連合会を含めて、1,336(51年3月末現在)である(第4-4-14表)。組合員数は、1,795万人で前年度に比べて、117万人の増加となっている。

第4-4-14表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

第4-4-14表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

		総数	供給	利用	共済	供給 利用	供給 共済	利用 共済	供給 利用 共済
49 年度	総数	1,237	650	152	71	339	6	7	12
	地域	609	303	144	56	92	2	6	6
	職域	628	347	8	15	247	4	1	6
50 年度	総数	1,276	672	155	73	346	7	8	15
	地域	647	342	150	56	86	2	7	4
	職域	629	330	5	17	260	5	1	11

厚生省社会局調べ

50年度における事業活動の状況をみると、供給事業の供給高は6,014億円で、そのうち食料品が55.0%を占めている。利用事業は、利用高738億円で、そのうち食堂と病院で70.3%を占めている。

共済事業は、共済加入者2,850万人、共済契約高39兆円で、共済金の最高限度額が、火災共済は、1,000万円、生命共済は、500万円、自動車共済の対人賠償については、2,000万円まで実施されている。

また、組合は、年金福祉事業団の融資及び日本勤労者住宅協会の委託等による住宅事業を行っており、50年度には、分譲住宅5,958戸、賃貸住宅99戸を建設している。なお、年金福祉事業団の融資は、住宅のほか、療養施設、厚生福祉施設、被保険者貸付けについても行われており、36年度から50年度までの融資総額は、587億円に昇っている。

組合に対する助成策としては、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律に基づいて組合の協同施設等の設備資金が貸し付けられており、52年度は、7,500万円(51年度6,500万円)が貸し付けられることとなっている。

そのほか、日本開発銀行、国民金融公庫、中小企業金融公庫等政府関係機関による融資の活用が図られている。

近年,消費生活協同組合は,消費者保護の推進と物価安定に寄与するものとして注目されているので,その健全な発展が望まれているところである。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

51年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は、第4-4-15表のとおりであるが、中でも台風第17号による被害は甚大であった。51年度における被害状況及び救助費用は第4-4-16表のとおりである。

第4-4-15表 災害救助法の適用状況

第4-4-15表 災害救助法の適用状況(51年度)

	適用市(区)町村			
	総数	市(区)	町	村
総数	195	55	111	29
集中豪雨	11	5	6	0
台風	147	41	91	15
火災	1	1	0	0
豪雪	36	8	14	14

厚生省社会局調べ

第4-4-16表 災害の被害状況及び救助費用

第4-4-16表 災害の被害状況及び救助費用(51年度)

	都道府県名	人的被害(人)				住家被害(世帯)					救助費用 (1,000円)	国庫補助額 (1,000円)
		総数	死亡	行方不明	負傷者	総数	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水		
6月集中豪雨	鹿児島県	6	2		4	513	21	9	24	459	10,343	5,172
7月集中豪雨	静岡県、鹿児島県	134	13		121	4,978	23	29	2,364	2,562	47,090	23,545
8月集中豪雨	静岡県、佐賀県	13			13	6,014	5	17	1,517	4,475	6,508	3,254
10月集中豪雨	静岡県、徳島県					960	1		595	364	3,305	1,652
台風第13号(8月)	沖縄県					176	54	119	3		25,967	12,984
台風第17号(9月)	東京都、岐阜県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	515	114	8	393	419,593	1,417	3,285	92,798	322,093	1,642,009	821,004
火災(10月)	山形県	1,004	1		1,003	1,023	1,016	7			211,139	105,569
豪雪(2月)	青森県、新潟県、長野県	239	11		228	240	7	12	31	190	51,815	25,908
計		1,911	141	8	1,762	433,497	2,544	3,476	97,332	330,143	1,998,176	999,088

厚生省社会局調べ

災害救助法が適用された災害については、都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、(1)収容施設の供与、(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の供給、(4)医療及び助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)学用品の給与等の救助を行っている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合に応じ、100分の50から100分の90までの負担をすることになっている。

51年度においては、都道府県が救助に要した費用の総額は約19億9,818万円、国庫負担所要額は約9億9,909万円であった。

なお、前述の救助の程度、方法及び救助の期間並びに実費弁償の国の基準は、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の事情を考慮し、実態に即するよう毎年改定されており、51年度においても改善が図られたところである。このうち、救助の程度、方法及び期間について主な改善内容は、(1)避難所の設置費用を一人、一日当たり30円から50円に引き上げたこと、(2)応急仮設住宅の1戸当たりの設置費用を54万8,000円から62万8,000円に引き上げたこと、(3)炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を1人1日当たり355円から400円に引き上げたこと、(4)住家が全壊した世帯に対し被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用を4人世帯で一世帯夏季1万9,300円から2万400円、冬季2万9,500円から3万1,100円に引たりき上げたこと、(5)住宅の応急修理のため支出できる費用を1世帯当たり13万1,100円から14万800円に引き上げたことなどである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

2 個人災害救済制度

47年から発足した「市町村災害弔慰金補助制度」を一層発展拡大し、法律として初めて制度化されたのが「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」(48年法律第82号)である。49年1月1日に施行され、50年1月23日及び51年10月26日に改正が行われた。

本法は、災害弔慰金の支給制度と災害援護資金の貸付制度の両制度を骨子として構成されており、その概要は次のとおりである。

災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が死亡者1人当たり150万円以内を支給することができ、その費用の負担は、国が2分の1、都道府県及び市町村が4分の1となっている。

災害援護資金の貸付けは、災害弔慰金と同様、自然災害により住居又は家財に損害を受けた世帯の世帯主及び1か月以上の負傷を受けた世帯主に対し、120万円を限度として、市町村が貸付けを行うことができるものである。貸付期間は10年で、据置期間(無利子)3年、貸付利率年3%となっており、この貸付けに必要な財源は、国が3分の2、都道府県、指定都市が3分の1を負担することとなっている。

なお、51年度に発生した災害で本法は適用したのは、災害弔慰金の支給については、217件、1億9,600万円の所要額に対し9,800万円の国庫補助を行い、また、災害援護資金の貸付けについては、1万345件、38億8,215万円の所要額に対し25億8,810万円の国庫貸付を行った。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

3 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人相談所は、各都道府県に1か所ずつ設置されており、相談、調査、判定、指導や要保護女子を短期間保護する一時保護等を行っている。

婦人相談員は、婦人相談所や市の設置する福祉事務所等に475人設置されており、要保護女子の発見、相談、指導等の業務を行っている。

婦人相談所及び婦人相談員が取り扱った対象者は、売春防止法施行当時においては大半が売春経歴のあるものであったが、最近では約8割近くが売春経歴のないものとなっており、これら機関の活動の重点が、転落した女子の更生から転落防止へと移りつつあることがうかがえる。また、相談内容をみると、転落からの更生に関するもののほか、離婚、家族問題など一般婦人問題も増加している状況である。

一方、相談件数は、第4-4-17表のとおり、ここ5年間の傾向としては、微減ないし横ばいの状態である。

第4-4-17表 婦人相談所及び婦人相談員の年度別受付件数

	47年度	48	49	50	51
婦人相談所	14,762	13,855	15,089	14,079	14,464
婦人相談員	56,963	52,936	53,023	53,499	54,166

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

都道府県、市又は社会福祉法人が経営している婦人保護施設は全国に60か所(定員2,229人)設置されており、要保護女子を収容し、社会復帰に必要な生活指導、職業指導を行っている。

売春防止法が全面施行(33年4月1日)されてから今年で19年を経過した。

法施行当時において全国に約1,900か所あった集しよう(娼)地域、約4万の売春関係業者、約13万人の従業婦等は、一応社会の表面から姿を消したが、最販、売春の潜在化、暴力団との結び付きなどが新しい社会問題となってきた。売春形態の多様化と手口が巧妙化されているため、要保護女子のは握等に困難をきたしている。

売春に関する諸問題は、社会、教育、公衆衛生等あらゆる面に結び付いており、したがって、これらの問題の処理に当たる婦人相談所、婦人相談員等実施機関の業務は極めて複雑であり、多方面にわたるので、今後の婦人保護事業の運営に当たっては、社会福祉、公衆衛生、法務、警察等関係機関との有機的な連携を保ちつつ、啓もう、調査、指導等の活動の積極的な推進が強く望まれるところである(第4-4-18表)。

第4-4-18表 相談経路別受付状況

第4-4-18表 相談経路別受付状況

		総 数	本人自身	警察関係	法務関係	福祉事務所	その他
婦人相談所	50年度	14,079	7,132	746	1,254	2,195	2,752
	51	14,464	7,642	761	1,213	1,896	2,952
婦人相談員	50年度	53,499	33,966	991	922	5,017	12,603
	51	54,166	35,085	1,069	697	4,969	12,346

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

4 同和対策事業

同和対策対象地域(以下「同和関係地区」という。)は、50年総理府を中心とした全国同和地区調査によれば、全国で4,374地区112万人で、46年の同調査に比べ402地区、7万人の増となっている。地域別にみると、主に近畿、中国地方等の西日本に多いのが特徴である。これらの地区の生活水準は総体的に低く、なかでもその立地条件、生活環境は劣悪であり、保健衛生上、災害予防上憂慮すべき状態に置かれている。

厚生省においては、28年度から隣保館の設置をはじめ、その対策に着手し、逐年施策の拡充を図っているが、特に40年8月の同和対策審議会の答申及び「同和対策事業特別措置法」(44年法律第60号)の趣旨を尊重し、同和対策長期計画(44年7月8日閣議了解)に基づき、地区道路、下水排水路等の整備による生活環境の改善、隣保館建設等による隣保事業の充実、保育所、児童館、母子健康センターの整備等の社会福祉の向上及び保健相談、栄養改善指導、巡回保健相談、トラホーム予防事業等の保健衛生の増進など施策の計画的な推進に努めており、相当の効果がみられている。

同和対策事業として28年度以降51年度までに市町村に国庫補助を行った施設整備事業の施設の種類及び実績は 第4-4-19表のとおりである。

第4-4-19表 同和対策事業施設設置状況

第4-4-19表 同和対策事業施設設置状況

	50年度末	51年度実施分
隣保館	636	55
共同浴場	241	5
共同作業場	197	0
下水排水路	1,618	324
地区道路	6,330	1,322
共同井戸その他	1,062	145
計	10,084	1,851

厚生省社会局調べ

同和問題は、単に厚生省が行う事業のみで解決できるものではなく、広く一般国民の理解と認識にあわせて、関係各省の施設が有機的、総合的に実施されることが必要である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

5 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも、都市スラム、北海道におけるウタリ集落、石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては、積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては、これらの地域に対して36年度から不良環境地区改善施設の整備を行っているが、施設の種類及びその実績は第4-4-20表のとおりである。またウタリ集落地区を対象に、48年度からは、各種相談事業等生活改善のための生活館運営費に対し国庫補助を行っており、49年度においては保健福祉推進のための巡回保健相談事業費及び保育の充実のためのウタリ特別保育事業費を計上し、当該地区の生活改善、福祉向上の推進に努めている。

第4-4-20表 不良環境地区改善施設設置状況

第4-4-20表 不良環境地区改善施設設置状況

	50年度末	51年度実施分
生活館	327	14
共同浴場	15	2
共同作業場	57	1
下水排水路	238	20
地区道路	59	21
共同井戸その他	63	3
計	759	61

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

6 へき地対策

へき地対策の一環として、また過疎対策の面から、40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行っている。へき地保健福祉館は、へき地住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産等を行い、保健福祉の積極的な増進を図ろうとするもので、51年度末までに215か所設置されている。
